

## 1 事業名

所沢市立老人福祉センター設置及び管理条例の一部改正

## 2 事業の概要

令和 6 年度から老人福祉センターうしぬま荘及びあづま荘に指定管理者制度を導入することに伴い、所要の改正を行うものである。

## 3 他自治体の類似する政策等

県内では、川口市、行田市、上尾市、入間市等において、老人福祉センターに指定管理者制度を導入している。

## 4 市民参加の実施の有無とその内容

## ・パブリックコメント手続

実施期間 令和 4 年 11 月 24 日～12 月 23 日

意見提出者数 4 人

意見数 7 件

## 5 関係法令、基本計画との整合性

老人福祉法

## 6 事業費及びその財源等

なし

## 7 その他

添付資料

- ・新旧対照表

新

旧

議案第29号 所沢市立老人福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

(指定管理者による管理)

第3条 福祉センターの管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせる。

(市長による管理)

第13条 略

(委任)

第14条 略

(指定管理者による管理)

第3条 福祉センター（所沢市立老人福祉センターうしぬま荘及び所沢市立老人福祉センターあづま荘を除く。次条及び第14条において同じ。）の管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせる。

(読替え)

第13条 市長が所沢市立老人福祉センターうしぬま荘及び所沢市立老人福祉センターあづま荘の管理を行う場合における第5条第3項、第6条ただし書、第7条第2項及び第8条から第10条までの規定の適用については、第5条第3項、第6条ただし書及び第7条第2項中「指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長は、必要があると認めるときは、」と、第8条から第10条までの規定中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。

(市長による管理)

第14条 略

(委任)

第15条 略